

年齢は4月1日時点での年齢になります。

〔参考〕

### 播磨町保育所等利用者負担額基準額表（3号認定、保育標準時間）

認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層	定義	3歳未満児	
1	被保護世帯及び里親	0円	
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（当該所得割賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有しない者を除く。）	0円	
3	第1階層を除く均等割課税世帯（所得割非課税世帯）	14,000円	
4	第1階層を除く所得割課税世帯であってその課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,300円
5		48,600円以上 72,000円未満	21,000円
6		72,000円以上 97,000円未満	28,500円
7		97,000円以上 133,000円未満	36,300円
8		133,000円以上 169,000円未満	44,000円
9		169,000円以上 301,000円未満	52,500円
10		301,000円以上 397,000円未満	59,200円
11		397,000円以上	63,000円

注1 利用者負担額は、当該年度分の住民税（市町村民税）の額により算定します。

ただし、4月分から8月分の利用者負担額は、前年度分の住民税により算定します。

2 母子等の世帯又は障がい児（者）等を有する世帯で住民税所得割の額が77,101円未満の世帯、又は住民税所得割の額が57,700円未満の世帯で、保育所等を利用している子どもより年長者の子どもがいる場合、多子世帯減免が適用されます。（詳しくは、別紙フローチャートをご確認ください。）

3 利用者負担額算定年度の4月1日時点で3歳児以上の児童にかかる利用者負担額は0円となります。（1号認定子どもは満3歳から0円）

年齢は4月1日時点での年齢になります。

〔参考〕

### 播磨町保育所等利用者負担額基準額表（3号認定、保育短時間）

認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層	定義	3歳未満児	
1	被保護世帯及び里親	0円	
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（当該所得割賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有しない者を除く。）	0円	
3	第1階層を除く均等割課税世帯（所得割非課税世帯）	13,700円	
4	第1階層を除く所得割課税世帯であってその課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,000円
5		48,600円以上 72,000円未満	20,600円
6		72,000円以上 97,000円未満	28,000円
7		97,000円以上 133,000円未満	35,600円
8		133,000円以上 169,000円未満	43,200円
9		169,000円以上 301,000円未満	51,600円
10		301,000円以上 397,000円未満	58,100円
11		397,000円以上	61,900円

#### 保育標準時間と保育短時間について

保育の必要量に応じて「保育標準時間」及び「保育短時間」の2区分に分けて保育の認定を行い、それに応じた保育料を設定しています。保育施設を利用する際に交付する認定証に保育の必要量を記載しておりますので、該当する保育料をお支払ください。

また、「保育標準時間」は最長11時間まで、「保育短時間」は最長8時間までの利用となります。延長保育を利用される場合は別途延長料金が必要となります。「保育標準時間」、「保育短時間」の時間設定や延長料金は施設によって異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

※月あたりの就労時間が120時間以上の場合は「保育標準時間」、64時間以上120時間未満の場合は

「保育短時間」と認定されます。但し、就労時間が120時間未満でも、保育短時間内の送迎が困難等の理由で「保育標準時間」認定になる場合もありますので、播磨町福祉グループまでご相談ください。